

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸魚川市長 米 田 徹

市町村名 (市町村コード)	糸魚川市 (15216)
地域名 (地域内農業集落名)	東能生地区 (中野口、指塩、柱道、大道寺、鷲尾、大王、西部、南部、東部、小泊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、耕作者の高齢化が進み、担い手への集積が進んでいる地域であるが、課題について以下のとおり集約される。

- ・高齢化が進むことから、新たな担い手の確保が必要。
- ・畦畔の草刈りが負担となっている。
- ・農業用機械の更新が負担となっているので、機械の共同利用を検討する。
- ・機械の共同利用を行っている地区では、機械の更新や共同機械の利用者が減少しているなどの問題がある。
- ・ため池の漏水や山間地で水のない農地が多いため、ため池の改修やパイプラインの整備が必要。
- ・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後も水稻栽培を続けるため、認定農業者等の担い手により、引き続き農地の集積・集約化を進めていく。
- ・担い手が不足している地区においては、新たな担い手の確保を図るとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し農地の保全を行っていく。また、農作業を耕作者以外にも協力していただくための方法を検討し、実施する。
- ・水稻の栽培は、高付加価値販売につながる方法を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・機械共同利用や集落営農組織等による営農体制を行う。 ・所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しやすい農地に改良を行う。 ・地域計画の協議など、話し合いの場により、担い手農家への集積や団地化について検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・圃場整備地を重点的に、耕作者の農地の入れ替えによる集約化を進めるため、農地所有者は、受け手にかわらず、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や用水管理の負担軽減のため、ため池等の基盤整備に取り組む。 ・担い手のニーズを踏まえた計画的な水路・農道の補修を進める。 ・農業の生産効率向上のため、地区内外の担い手のニーズを踏まえた大型圃場の整備の必要性を検討していく。 ・地域計画及び目標地図の策定、取り組みの過程を通して、地区の基盤整備について地域で話し合いを進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、えちご上越農業協同組合、土地改良区、農業共済組合等との連携を強化し、多様な経営体の確保育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる農作業委託について活用の検討を進めていく。 ・農業支援サービスを行う事業体の情報共有などをし、積極的に農作業委託を取り入れていく。 ・農業機械の共同化、作業委託などについて、シルバー人材センターの活用を含めて地域での取り組みを検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣害対策として、電気柵の適正な設置及び管理に取り組む。 猟友会等の関係機関と連携し、捕獲を推進する。 ③省力化技術の導入により、労働負担の軽減を図る。 ⑧多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業施設の維持管理に取り組む。				